

株券上場廃止基準に関する猶予期間入り等の一覧

最終更新日：2023年6月30日

●合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入りが見込まれる銘柄 (株券上場廃止基準第2条第1項第9号関係)

公表日	該当銘柄はございません。
銘柄名	
コード	
市場	
猶予期間入りが見込まれる日	
内容・理由	

●合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄 (株券上場廃止基準第2条第1項第9号関係)

公表日	該当銘柄はございません。
銘柄名	
コード	
市場	
猶予期間入りが見込まれる日	
内容・理由	

(注) 合併等による実質的存続性の喪失に係る株券上場廃止基準

合併等による実質的存続性の喪失に係る株券上場廃止基準は、いわゆる裏口上場の防止を目的として定められたものであり、上場会社が非上場会社の吸収合併等を行った結果、上場会社に実質的存続性が認められず、かつ一定期間内に新規上場に準じた審査に適合しない場合に上場廃止となることが規定されています。

(1)実質的存続性の審査

上場会社が株券上場廃止基準に該当するおそれのある行為(非上場会社との合併、株式交換、事業の譲受等)について、上場会社の実質的存続性が認められるかどうか審査(確認)することになります。

(2)実質的存続性が失われると判断した場合 → 猶予期間入りが見込まれます

株券上場廃止基準に該当するおそれのある行為に係る適時開示がなされ、上場会社が実質的な存続会社でないと本所が判断した場合は、合併等の実行時点から「新規上場に準じた審査を受けるための猶予期間」に入る可能性がある旨の投資者への周知を図ります。

(3)合併等の実行時 → 猶予期間入り

当該合併等の実行時点で「株券上場審査基準に準じた審査を受けるための猶予期間」に入ったことの投資者への周知を図ります。

合併等の実行時点とは、合併の場合は合併期日、営業譲渡や業務提携については譲渡日や業務提携日を指します。

猶予期間の期限は、当該合併等の属する事業年度末から3年目の日(ただし、猶予期間最終日が事業年度の末日とならない場合には、その直前に終了する事業年度の末日。)です。

(4)猶予期間内に株券上場審査基準に準じた審査に適合した場合 → 猶予期間から解除

猶予期間から解除し、投資者への周知を図ることとします。

(5)審査に適合しないまま、猶予期間が終了した場合 → 監理銘柄(確認中)への指定

猶予期間が終了した時点において株券上場審査基準に準じた審査が終了していない場合は、その翌日から監理銘柄(確認中)への指定を行い、投資者への周知を図ることとします。

(6)猶予期間終了後、有価証券報告書提出から8日経過時点

最初に有価証券報告書を提出した日から起算して8日目までに、株券上場審査基準に準じた審査に係る申請を上場会社が行わない場合は、株券上場廃止基準該当銘柄として整理銘柄への指定を行い、投資者への周知を図ることとします。

なお、当該時点において株券上場審査基準に準じた審査を継続している場合は監理銘柄(確認中)への指定を継続します。当然ながら、当該審査が終了次第、監理銘柄(確認中)指定の解除(適合した場合)又は上場廃止を決定した上での整理銘柄への指定(適合しなかった場合)のいずれかの対応をとることとなります。

詳しくは、株券上場廃止基準をご参照ください。

●「株式の分布状況」に係る猶予期間入り銘柄
(株券上場廃止基準第2条第1項第2号関係)

公表日	該当銘柄はございません。
銘柄名	
コード	
市場	
猶予期間	
内容・理由	

●「上場時価総額」により上場廃止のおそれがある銘柄
(株券上場廃止基準第2条第1項第4号及び第2条の2第1項第3号関係)

公表日	該当銘柄はございません。
銘柄名	
コード	
市場	
株券上場廃止基準に定める期間等	
内容・理由	

【お知らせ】 上場時価総額基準の取扱いの一部変更措置の解除について

本所では、株券上場廃止基準のうち、上場時価総額に係る基準について、平成21年1月末から平成25年12月末までの間、取扱いを一部変更して当該基準の適用を行ってまいりましたが、現下の株式市場の状況等に鑑み、以下のとおり、本措置の適用を平成26年3月末までとし、平成26年4月1日より本措置の適用前の基準を適用することといたします。

区 分	一部変更措置の基準 (平成25年12月末まで)	解除前の基準 (平成26年1月から3月末まで)	解除後の基準 (平成26年4月以降)
本則市場	3億円未満	3億円未満	5億円未満
Q-B o a r d	1. 2億円未満	1. 2億円未満	2億円未満

※ 本措置解除前の基準に抵触し上場廃止に係る猶予期間中である場合、平成26年4月以後に猶予期間から解除されるためには、本措置解除後の基準を充たすことが必要となります。

<上場時価総額基準(変更適用前)の概要>

区 分	基 準
本則市場 株券上場廃止基準 第2条第1項第4号	月間平均上場時価総額又は月末上場時価総額が、5億円未満である場合において、9か月(所定の書面※を3か月以内に提出しない場合は3か月)以内に5億円以上とならないとき
Q-B o a r d 株券上場廃止基準 第2条の2第1項第3号	月間平均上場時価総額又は月末上場時価総額が、2億円未満である場合において、9か月(所定の書面※を3か月以内に提出しない場合は3か月)以内に2億円以上とならないとき

※「所定の書面」とは、事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面のことをいいます。

(参 考) 今回の措置の適用規定(株券上場廃止基準第2条第1項第4号及び第2条の2第1項第3号括弧書き)
市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときにあっては、本所がその都度定めるところによる。

●「債務超過」に係る猶予期間入り銘柄
(株券上場廃止基準第2条第1項第5号関係)

公表日	該当銘柄はございません。
銘柄名	
コード	
市場	
猶予期間	
内容・理由	

上場廃止に係る猶予期間入り銘柄は、猶予期間を超えてなお上場廃止基準に該当する場合に上場廃止となります。

詳しくは、株券上場廃止基準をご参照ください。